

地方独立行政法人名張市立病院契約規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院会計規程に基づき、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し必要な事項を定める。

(契約の方法)

第2条 法人の契約は、原則として、一般競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

(施行伺)

第3条 契約事務を担当する職員は、契約しようとする場合は、あらかじめ施行伺を作成し、理事長又はその委任を受けて施行伺について権限を有する者の決裁を受けなければならない。ただし、支出又は収入見込み額が50万円以下のものその他理事長が特に作成する必要がないと認めるものについては、施行伺の作成を省略することができる。

(契約の期間)

第4条 契約の期間は、当該年度以内の期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、複数年度にまたがった契約期間とすることが適当なものについては、複数年の契約とすることができる。

(一般競争入札の参加者の資格)

第5条 理事長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約責任者」という。）は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模、状況等を要件とする資格を定めることができる。
- 3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
- 4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

(一般競争入札)

第6条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、入札の方法により競争させ、予定価格の制限の範囲内で最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。

(一般競争入札の公告)

第7条 一般競争入札の公告は、入札期日の前日から起算して10日前（急を要する場合は、5日前まで短縮することができる。）までに、次に掲げる事項について、インターネットを利用して閲覧する方法等により行わなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効な入札に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が必要と認める事項

2 建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事については、前項の規定にかかわらず建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間において公告しなければならない。

(入札保証金)

第8条 契約責任者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者から現金をもって、入札金額（単価契約にあつては、入札する単価に予定数量を乗じて得た額。）の100分の5以上の入札保証金を納めさせるものとする。

2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 政府保証債、その他の債券
- (3) 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形
- (5) 銀行等に対する定期預金債権
- (6) 銀行等又は保証事業会社の保証

(入札保証金の還付)

第9条 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、落札者以外の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の免除)

第10条 契約責任者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
 - (2) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であって、契約を締結しないこととなるおそれがないと契約責任者が認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、契約責任者が認めるとき。
- （一般競争入札の予定価格）

第11条 契約責任者は、一般競争入札に付する事項の予定価格を決定し、開札の際に入札者の閲覧に供さなければならない。ただし、入札及び契約の手の続の透明性の向上を図るために必要と認める場合には、予定価格を事前に公表することができる。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
 - 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- （一般競争入札の開札及び再度入札）

第12条 一般競争入札の開札は、第7条第1項の規定により公告した場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせて行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - 3 契約責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。
- （無効とする入札）

第13条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (6) 入札保証金の額が第7条第1項に規定する額に満たないとき。
- (7) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

（同額入札の場合の決定方法）

第14条 契約責任者は、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、再度の入札又はくじ引きにより落札者を決定しなければならない。

2 契約責任者は、前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者決定の場合の措置)

第15条 落札者が決定したときは、契約責任者は、その旨を落札者に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

(随意契約)

第16条 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） 200万円

イ 財産の買入れ 150万円

ウ 物件の借入れ 80万円

エ 財産の売払い 50万円

オ 物件の貸付け 30万円

カ アからオに掲げるもの以外のもの 100万円

(2) 特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができないとき。

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(6) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。

(7) 落札者が契約を締結しないとき。

(8) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と契約を締結するとき。

(9) 効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。

(見積書の徴取及び省略)

第17条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2者以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りでない。

(1) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と契約を締結しようとするとき。

(2) 予定価格が10万円以下であるとき。

(3) 契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。

(4) 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるもので

あるとき。

- (5) 自動車の内燃機関、ボイラーその他の機械器具の修理等の契約であって、修理前において適正な比較見積が期待できないとき。
- (6) 緊急の必要により複数の者から見積書を徴することができないとき。
- (7) 前各号に掲げるときのほか、2者以上の者から見積書を徴する必要がないと契約責任者が特に認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に各号に掲げるときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 予定価格が10万円以下であるとき。
- (2) 会場使用料又は食糧費で、見積書を徴する必要がないと契約責任者が認めるとき。
- (3) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙の購入のように契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約を締結しようとするとき。
- (4) 定期刊行物（新聞、雑誌等）、その他のもので相手方によって価格差のないものを購入するとき。
- (5) 災害その他の特別な事由により緊急に必要な契約を締結しようとするとき。
- (6) 国等が示す基準や他の類似事業との均衡を図るため、あらかじめ定まった単価で、複数の相手方と同一内容の契約を締結しようとするとき。
- (7) 既になされた単価契約に基づいて履行されるとき。
- (8) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- (9) 前各号に掲げるときのほか、見積書を徴する必要がないと契約責任者が特に認めるとき。

(契約書の作成)

第18条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約内容
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査

(8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、契約責任者が受注者とともに契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をしなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 落札者は第15条に規定する通知を受けたときは、7日以内に契約書に記名押印のうえ提出するとともに、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、契約責任者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期日を延長することができる。

(契約書の省略)

第19条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が150万円以下の契約を締結するとき。
- (2) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と直接に契約しようとするとき。
- (3) 契約の性質又は目的により契約書又は請書を作成する必要があるとき。

- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、当該契約について必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類（以下「請書等」という。）を受注者から徴しなければならない。ただし、随意契約による場合で、契約金額（単価契約にあつては、執行予定額）が50万円以下の契約を締結するとき、又は契約の性質又は目的により契約責任者が請書等を徴する必要があると認めるときは、これを省略することができる。

(契約保証金の納付)

第20条 契約責任者は、契約を締結する者に現金又は担保をもって、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせるものとする。

- 2 第8条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 500万円未満の契約であり、かつ受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (2) 受注者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 受注者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 受注者が過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であって、契約を締結しないこととなるおそれがないと契約責任者が認めるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 契約書を作成しない場合において、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と契約を締結する場合において、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 前各号に準ずる契約として契約責任者が認めるとき。

（契約保証金の還付）

第22条 契約責任者は、受注者が契約を履行したときは直ちに、契約保証金を還付しなければならない。ただし、契約不適合責任義務期間の満了までは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

（保証金の帰属）

第23条 競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。

2 受注者に契約保証金を納付させた場合において、受注者が契約上の義務を履行しないときは、その者の納付に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（工事等の設計・積算等）

第24条 契約責任者は、工事、製造その他の請負契約を締結するにあたり、特に必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に委託して設計若しくは積算又は入札事務を行わせることができる。

（監督）

第25条 契約責任者は、工事、製造その他の請負契約又は資産の買入れその他の契約を締結した場合においては、法人の職員から監督職員を任命し、契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって必要な監督をさせなければならない。

2 監督職員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

3 契約責任者は、必要があると認める場合においては、法人の職員以外の者に監督を委託して行わせることができる。

(検査)

第26条 契約責任者は、工事、製造その他の請負契約又は資産の買入れその他の契約を締結した場合においては、法人の職員から検査職員を任命し、履行完了の確認（履行完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は資産の既納部分の確認を含む。）につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該履行の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、前項に規定する契約について、契約の目的たる物件の引き渡し後、相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該履行の内容が確実に担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

3 検査職員は、請負契約以外の契約について、履行の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

4 第1項又は前項の場合において必要があるときは、受注者を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。この場合において、当該破壊若しくは分解又は試験の実施に必要な経費及び修復等に必要な経費は、受注者に負担させるものとする。

5 第1項又は前2項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、受注者から履行を完了した旨の通知を受けた日から14日以内に実施しなければならない。

6 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

7 契約責任者は、必要があると認める場合においては、法人の職員以外の者に検査を委託して行わせることができる。

(履行遅滞による違約金)

第27条 契約責任者は、受注者が、その責めに帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項に規定する違約金の額は、契約で別段の定めがある場合を除き、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額から出来高部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額

とする。

(契約の解除)

第28条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者又はその代理人等が監督若しくは検査の執行を妨げたとき又は偽りその他の不正の行為があると認めたとき。
- (3) その他受注者が契約又は法令に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者が契約保証金の納付を免除されているときは、契約に定めるところにより、天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由による場合を除き、違約金を徴収しなければならない。

3 契約責任者は、やむを得ない事由があると認めたときは、受注者と協議のうえ契約を解除し、その履行を中止させることができる。この場合において、既成部分又は既納部分に対しては、その相当額を支払い、これを引き取ることができる。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。